

騒音規制法の規定に基づく届出一覧

届出の種類	届出が必要な場合	届出時期	根拠条文	受理書
特定施設の設置	指定地域内における特定施設の設置（特定施設が設置されていない場合に限る。）	工事開始の30日前まで	法6条	○
特定施設の使用	1. 新たに指定地域になった地域において、指定以前から特定施設を設置している場合 2. 既設の施設が新たに特定施設に追加された場合	指定後30日以内	法7条	○
特定施設の種類の数の変更	同一種類の特定施設の数直近の届出の2倍を超えた場合	工事開始の30日前まで	法8条	○
騒音の防止の方法の変更	（騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く。）	工事開始の30日前まで	法8条	○
氏名の変更等	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更 2. 工場又は事業場の名称及び所在地（住所表記等）の変更 3. 全ての特定施設の廃止	変更後又は廃止後30日以内	法10条	
施設の承継	1. 設置又は使用の届出をした者から特定施設の全てを譲り受け又は借り受けた場合 2. 設置又は使用の届出をした者について相続又は合併した場合	承継があった日から30日以内	法11条	
特定建設作業	指定地域内で特定建設作業を行う場合	作業開始の7日前まで	法14条	